

義門鄭氏と元末の社会

檀上寛

前言

至正十一年（一三五二）、劉福通等によって河南・安徽方面で起こされた元末の反乱は、数年ならずして全国的規模に拡大した。元朝の統治能力の失墜に比例して各地には群雄が割拠し、互いにしのぎを削って覇を争うことになる。国土は寸断され、時の経過とともに、元朝の領域は狭められていった。

こうしたなか、明朝の創始者朱元璋が、勢力拡張の上で特に重視したのが、浙東地方である。浙西が宿敵張士誠に占拠され、江西・湖北も陳友諒に押えられていたため、当面の攻撃目標を、浙東地方に絞らざるを得なかつたことも一因だろう。同時に、江南の穀倉地帯であるという経済的重要性、さらには宋・元代の文化の淵叢でもあり、長い伝統の培われてきた土地柄だ、ということも作用していたに違いない。のちに当地出身の知識人が、明朝創建に大きな役割を果たしたことは知られている通りである。⁽¹⁾

この浙東地方の交通の要衝、金華（婺州）の浦江に居を構え、元末明初の激動期を生き抜いたのが鄭氏であった。数世代にわたる同居同財は、すでに元代に義門としての旌表を受け、義門鄭氏の名は江南社会に鳴り響いていた。名望家であるがために、元朝と朱元璋との角逐もそのまま当家の上に投影し、両者ともに鄭氏との関係強化を図っている。そうした意味で、元末の江南社会は鄭氏抜きで語ることはできない。

鄭氏の名声は、累世同居の同族結合を称えて、元朝に旌表された時に始まる。普通こうした家は義門と呼ばれ、単にその家ばかりか、郷里の住民すべての名誉であった。郷里には、御筆の扁額を掲げた牌坊が建てられ、表彰の意が示された⁽²⁾。

同居家族の存在自体は、すでに漢代に確認できるが、「義門」という言葉が盛んに使われ出すのは、宋以降のようである⁽³⁾。恐らく、この頃から顕著になる義倉・義田等の流行と無関係ではあるまい。その場合の「義」の意味だが、数多い解釈の中でも、「与衆共之曰義。義倉、義社、義田、義學、義役、義井之類是也」の義に当てはまると思われる。つまり、義門とは義を以て生活する家の謂で、具体的には一族の同居同財が前提となる。住居、財産、食事等、すべてが共同に行われ、族長（家長）を中心に秩序立った生活を送る一家のことである。これを「衆と之れを共にする」第一条件である。

だが、これだけでは旌表の対象とならない。この意識を族外にまで押し広め、「私」を越えた「公」の立場に立つた時、初めて旌表の対象となり得る。柳貫の『柳待制文集』（四部叢刊初編）卷一五「鄭氏旌表義門記」に、又取其出于天性、而和諸物、則人人可以制而行之者、命之曰義。字其民曰義民、表其門曰義門。扶衰救敝、名

存与存、君子蓋有甚不得已也。

とある。直接の影響力の及ぶ郷村を基本単位に、「衰を扶け、敝を救う」賑恤等の「義行」が、私を越えた行為とみなされる。そこではもちろん、「制して之れを行なへべき」自己抑制の精神が働かねばならない。すなわち家庭内と郷村とを同一視して、初めて「衆と之れを共にする」「義」が成立するのである。義門の旌表が、単にその家だけではなく、郷村全体の名譽と考えられたのも、衆と義門を共にしているという意識からであろう。

こうした同居家族が、宋代を頂点として、以後減少していくことはすでに指摘されている。⁽⁵⁾ 宋以降の地主制のテーマと切り離すことのできない問題だが、今はあえて触れない。ここでは、義門として、郷村で影響力を行使した一派東地主の立場から、元末明初の激動期を見るにある。以下、鄭氏を通してその時代を眺めてみたい。

一 鄭氏の系譜

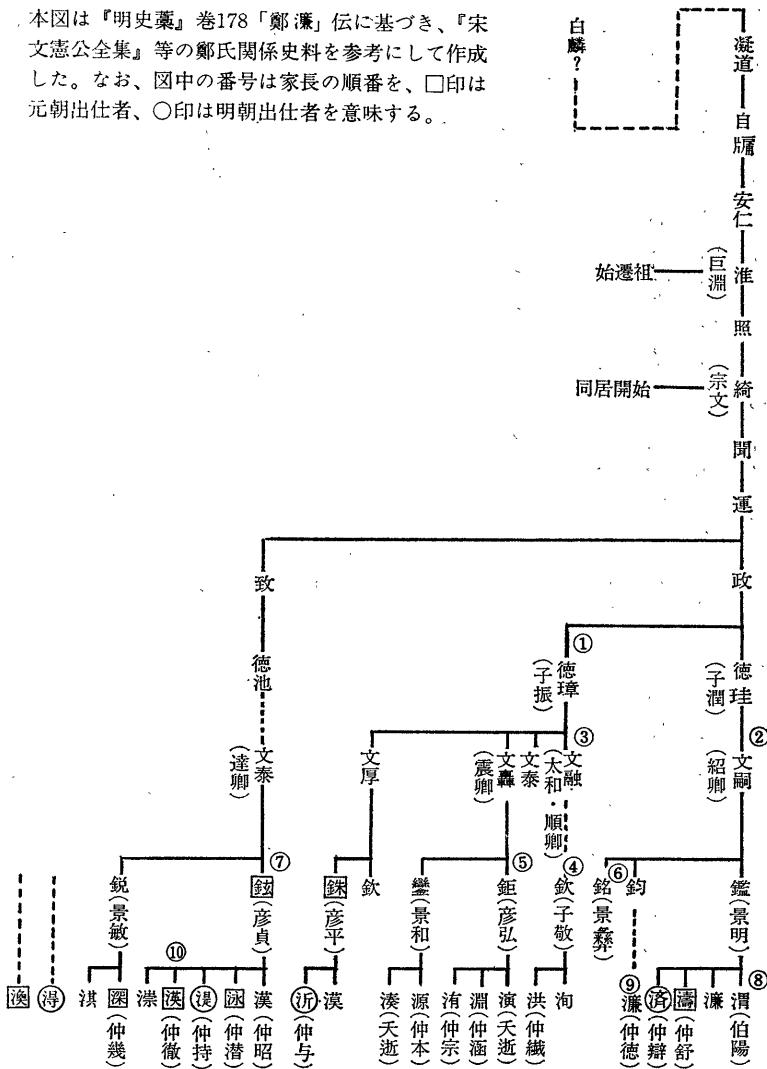
最初に鄭氏の系譜を辿ってみよう。宋濂撰の「鄭氏孝友伝」（四部備用本『宋文憲公全集』卷四〇）には次のように書かれてある。

鄭綺字宗文、白麟二十一世孫也。其先居滎陽、凝道遷歙、自牖遷睦、淮遷浦陽（浦江）、今為浦陽感德鄉人。

これによると、鄭氏の祖先は鄭白麟という人物であったことが分かる。北魏時代の人で、北朝から唐代にかけて宰相を輩出した、河南滎陽の名門鄭氏につながる人物でもある。ただし白麟自身には、後嗣が無かつたとの記録もある。⁽⁶⁾ 宋濂は他の史料によつて、以下十数代にわたり名前を列挙しているが（「鄭氏孝友伝」）、真偽のほどは不明である。

鄭氏世系図

本図は『明史藁』卷178「鄭濂」伝に基づき、『宋文憲公全集』等の鄭氏関係史料を参考にして作成した。なお、図中の番号は家長の順番を、□印は元朝出仕者、○印は明朝出仕者を意味する。



無理に白麟のあとにつけた感がなくもない。今となつては知るすべもないが、そのかつての名門鄭氏と同郷の榮陽に、浦江鄭氏も出自したという。

やがて、白麟から数えて十七代目の凝道の時に安徽の歙州に、その子自牖の時に浙江の睦州に遷ることになった。そして自牖の孫、つまり淮の代に浦江に来徙する。その後当地に居を定め、義門として成長したことは後に述べる通りであり、その意味で淮こそ浦江鄭氏の始遷祖といえる。⁽⁸⁾

さて、この淮が浦江に遷つて来た時期だが、黄潛の『金華黃先生文集』(四部叢刊初編)卷三七「青田県尉鄭君墓誌銘」によると、

鄭氏之先家睦州。宋元符中、有徙婺之浦江者。兄弟三人、其季曰淮。

とあり、宋の元符年間(一〇九八～一〇〇〇)のことである。元符年間といえば十一世紀と十二世紀の交で、北宋の最末期に当たる。北方では、遼に代わって金が拾頭してくる前夜もあり、引き続ぐ金の南侵、華北の騒擾を間近にひかえた時期でもあった。それを予期していたかのように、鄭氏は数代かけて浦江に遷つて來たのである。⁽⁹⁾

淮が浦江に来徙した当座の家産状況は不明だが、数年ならずして鄭氏は当地での有力戸に成長したらしい。淮の十一代目の子孫、鄭柏の撰による『金華賢達伝』(宣德三年刊、續金華叢書所収)卷一「宋鄭綺伝」によると、

(淮) 善憫人窮。靖康饑、尽破產以活鄉人。人因以仁義名其里。

とある。靖康は一年しかなく一二二六年のことであり、わずか二十数年のうちに賑恤に貢献する程の経済力をつけている。またこれ以前から義行のあつたことは、同史料より窺えるが、それは「淮為鄉之善士」⁽¹⁰⁾とか「淮樂善好

〔施⁽¹⁾〕とあるように、すでに郷村での名望家としての役割を遂行していたことを意味しよう。靖康の賑恤以後、鄭氏の郷里が仁義里と呼ばれたのは、直接的には賑恤行為そのものに起因する。だが裏返せば、鄭氏にその行為を強いたものこそ、郷村での秩序維持者としての自負であり、それを自己使命とみる名望家の「義」であつたろう。何よりもこの時の賑恤で、鄭氏自身が破産の現実に直面していることに、その事実を見て取れる。家産を傾けてまで賑恤につくした点に、当時の鄭氏の郷村内での立場が窺えるのである。

恐らくこの淮による義行、そしてそれに伴う家産の倒壊と関係があつたろう。南宋初期の建炎年間（一一二七～三〇）、淮から数えて一代後の綺の時に、鄭氏は子孫の別居を禁じ、同居を開始する。戴良の『九靈山房集』（四部叢刊初編 卷七「重刻沖素処士墓銘後題」）に、

処士（鄭綺）之在當時、不過一窮書生。然能以孝行率其家、至其臨歿、猶耿血示子孫、毋分居、致使遺沢之滋至于久而不泯。同門合釜、九世如一日。

となり、『宋文憲公全集』卷二六「旌義編引」に、

其遠祖沖素処士綺、自宋建炎初至今、同居已十世、歷一百五十余年。

とある。白麟を除けば、鄭綺は鄭氏一族で初めて「正史」に登場する人物で、『宋史』孝義伝に伝がある。無実の罪を着せられた父照に代わり罪に服さんことを願い出、両者ともに赦されたという経歴を持つ。また「春秋穀梁学」に通じた知識人でもあった。

この綺によって、淮の時に傾いた鄭家の復興が図かれ、一族の繁栄を願つて同居同財が開始された。だが、家産

の回復はすぐには達成できなかつたらしい。綱以後、三代の人物の経歴の不明な点からも推察できる。鄭氏にとって、しばらくは雌伏の時代が続いた。

鄭氏が再び史料上に登場するのは、綺から数えて五代目の徳珪、徳璋兄弟の代になつてからである。彼ら二人の伝も、正史の『元史』孝友伝に登載されている。仇家によつて無実の罪に落とされた弟徳璋に代わり、兄の徳珪が自ら罪に服して果てるという内容である。そこで謳われているのは鄭兄弟の美しい兄弟愛であり、綺以来五代にわたりつて続いている同居家族の、死をも超越した一族内部の結束、自己犠牲の精神だろう。

だがここで重要なのは、鄭兄弟の美談ではなく、当時の鄭氏の家産状況である。例えば『金華賢達伝』卷二「宋鄭德璋伝」に次のようにある。

鄭德璋字子振。⁽¹²⁾……至元間、兵燹之余、居人乏食、子振多賑起之、所活甚衆。子振家自始遷祖淮寧產濟饑、家道傾廢、至子振厚自樹立、興起其家、而齊之以礼法。

徳璋の生きた時代は、至元という元朝の初期で、淮の時からはすでに百五十年以上経過している。江南が併呑されてもない時期でもあり、浦江も戦火の余燼がくすぶり、食糧も欠乏していた。この窮乏期に、郷村で賑恤を行つてゐることは、鄭氏が再び以前の状況を回復したことを意味する。事実史料にもある通り、その立て役者が徳璋であった。

因みに、鄭氏の家長の順番を史料で辿ることができるのは、この徳璋から以後に限る。それ以前は、例えは綺が家長であったことは推測できても、他は不明である。これは徳璋の代になり、鄭家の復興がなされたことと無関係

ではなかろう。臨終の床にあって、「齊家の道」を聞く子孫に、徳璋は一言「婦言を聴くなれ」と遺言している。⁽¹³⁾ たとえこの言葉が、歴代の同居家族の基本通念だったとしても、自己の才覚と努力でようやく軌道に乗った鄭家を、再び没落の危機にさらすまいとする徳璋の配慮が汲み取れる。恐らく彼の意識には、鄭家をここまで持ち直せたのは綺以来の同居同財の賜物であり、その障害、つまり一族の不和をもたらすものこそ婦人の言に外ならないとの危惧があつたためであろう。いずれにしろこの事実は、徳璋の代にかなりの程度に鄭家の復興が進み、同時に五代続いた同居生活も、当面は問題なく進行していたことを示している。

大徳九年（一二〇五）徳璋が死に、代わって家長となつたのは兄徳珪の子文嗣であった。彼の代になつて初めて、累世同居と一族の結束を讀えて朝廷から旌表されることになる。「鄭氏孝友伝」の続きを見よう。

凡同居六世、歷二百年、咸如綺在時。至大二年（一二〇九）秋九月、鄉老黃汝霖等言於縣、縣上其事廉訪使、加審按焉、文達中書礼部。四年春二月、準式旌表門閭。

これ以後鄭氏は、義門鄭氏として史料上に登場するのである。

この旌表の裏には、もちろん綺以来の六代にわたる同居同財が大きく作用していた。だがまた、先の徳璋のところでも見たように、鄭氏の郷村での指導者の役割も見逃してはならない。『金華賢達伝』卷一「鄭欽」伝に、

鄭郷里又有推仁之財・免利之粟。勸學有義方之塾。葬埋立義阡之塚。貧無居者有義宅。死無嗣者有義祠。

とあるように、こうした実績が数代にわたって続いていたからこそ、郷老達によつて朝廷への推薦がなされたのである。義門として旌表される場合、まずは郷評の形成が必要であり、それが上層部に達して初めて旌表という行為

となつて現れる。⁽¹⁵⁾もちろん、同居同財という物理的事実が前提となることはいうまでもない。だが同居を継続させていくためには一族を結束し、宗族個々人の自己抑制、自己犠牲を必要とするものである。この意識を同族内部ばかりか、さらに郷村にまで敷衍させた時、そこに生まれるのは「民吾同胞、彼病吾病、彼辱吾辱」⁽¹⁶⁾という擬制的同族意識であり、具体的には賑恤等の義行となる。ここに郷評が形成され、朝廷に伝達されると、朝廷もその郷村での影響力の大きさを重視して、積極的に旌表することになる。逆に旌表を受けた義門にすれば、そのことによつてさらに自己抑制を強いられ、以前にも増して義行を積むことになる。⁽¹⁷⁾朝廷の意図した点はそこにある。至大四年に鄭氏が義門として旌表されたのも、鄭氏がそれだけ社会的影響力を持った存在に成長してきることを物語る。さて、文嗣の歿後、続いて家長となつたのは従弟の文融であった。彼の代になつて再び朝廷から顕彰されることになる。「鄭氏孝友伝」に、

至元元年（一三三五）冬十二月、太常博士柳貢与郷校羣士、又上狀請如故事復其家。從之。
とある。従来義門として旌表された家は同時に徭役も免除されているが、鄭氏もその例にもれず、後至元元年にそ
の措置がとられたのである。⁽¹⁸⁾

ところで、当時の家長である文融は、普通字の太和（大和）で呼ばれることが多い、義門鄭氏の名声が浦江のみならず、全国的に知れわたつたのも彼の代においてであった。例えば現在も残っている鄭氏の家訓『鄭氏規範』を、最初に制定したのも太和である。⁽²⁰⁾同居以来、族員の遵守すべき事柄は慣習的になされていたと思われるが、それが成文化され、こと細かく規定された。一族内部での役割分担も明記され、租米の収貯、経費の出納、果

ては災害時の賑恤の仕方まで決められている。家訓の制定は、一族の結束の強化とともに、義門としての立場を外部に向かつて明確に宣言したものでもある。〔補註〕あつた。

また太和時代の鄭氏一族の状況を示すものに、次のような史料がある。

初文嗣既没、德璋子大和司家事、嚴而有恩。雖家庭中、凜如公府。子弟稍有過、頒白者猶鞭之。每遇歲時、大和坐堂上、羣從子皆盛衣冠、雁行立左序下、以次進。拜跪奉觴上寿畢、皆肅容拱手、自右趨出。足武相衡、無敢參差者、見者暗嗟慕、謂有三代遺風、雖石奮之家、亦所不及。名聞天下。自大丞相及台院諸公卿、多賦詩美其行。部使者武威余闕行県、以其孝友七郡或莫之先、書東浙第一家、以褒嘉之。(〔鄭氏孝友伝〕)

当時の鄭氏一族は二百人前後で、五十余室に分かれて生活がなされていたといふ。これだけの族員が、家長を中心にして一家のまとまりを保っていたからこそ、「東浙第一家」などと呼ばれて称揚されたのである。

ともあれ、元朝も末期に近い太和時代の鄭氏の状況は以上の通りなのだが、地方で名望家として成長した鄭氏は、やがて元朝の政権内部とも接触を持ち始めることになる。それは丁度元朝が漢民族に対する差別を幾分緩和し、伝統的な中国王朝への色合いを見せつづった時期に当たり、世祖以来の支配体制が、崩壊の危機に瀕した時でもあった。

以下、元朝の政権内部の問題と絡ませて論を進めたい。

二 宰相脱脱と鄭氏一族

元朝が中国を支配するに当たり、(一)モンゴル、(二)色目、(三)漢人、(四)南人の嚴格な身分序列を敷いて臨んだことはよく知られている。特に最下層の南人（ここでは広義の意味での江南地方の地主層に限定する）は政治的に疎外され、首領官や胥吏等の下級役人への途しか開かれていたといわれる⁽²³⁾。こうした差別的措置は、征服王朝の中国支配に欠かせぬものかも知れないが、しかしその一方で、年数の経過に伴い、元朝の対漢民族姿勢に微妙な変化の萌し出したことも事実であった。仁宗代の科挙の復活、文宗代の奎章閣（皇帝に儒学的教養をつけるための学問所）の設置等は、元朝自体の変質を物語ると同時に、漢民族に政治参加への途を開くことになつた。中でも文化的先進地の江南の住民＝南人にすれば、微々たるものとはいえ、正式に仕官の機会が与えられたのである。

もちろんこのような元朝の「中国化」は、順調に進行したわけではなく、途中何度もの振り戻しがあった。本章で述べる元朝最後の皇帝順帝（一二三二～六七）の治世も、その前半は振り戻しの時代に当たる。順帝が十三才で即位すると、幼少の皇帝に代わり、元統元年（一二三二）から後至元六年（一二四〇）まで政権を壟断したのが、宰相の伯顏である。彼の漢民族嫌いは有名で、一時漢民族中の張・趙・劉・李・王の五姓の者を皆殺しにするよう順帝に要望した程であった（『元史』順帝本紀）。さすがにこれは斥けられたが、しかしこの間、科挙の廃止、漢・南人の要職からの排除等、立て続けに抑圧策が実施され、奎章閣も有名無実化してほとんど官員も任命されない状態であつたという。⁽²⁵⁾

ところが、甥の脱脱の策謀で伯顏が失脚すると、様相は一変することになる。翌至正元年（一二四一）、宰相となつた脱脱は、伯顏時代の諸政策を尽く撤廃していく。科挙の復活、經筵の開講、儒者の重用等々、単なる中国化と

いうよりは、むしろ積極的な「漢化政策」とでも呼びうるものであった。こうした動きは、元朝の衰退に伴う体制強化の意味合いを持つが、この時期を見れば、脱脱個人の存在も無視できない。しばらく脱脱を中心に話を進めてみよう。

脱脱、字は大用。延祐元年（一二九四）、伯顏の弟馬札兒台^{マ・ザル・タ}の長子として生まれた。弟にのちの御史大夫也先帖木兒^{ヤ・セン・チ・ムル}がいる。彼の人間形成にとって重大な転期となつたのは、父が上都留守の職にあつた泰定元年（一二九四）、脱脱兄弟の師傅として儒者の吳直方を招聘したことである。⁽²²⁾ 脱脱に最も影響を与えた人物で、彼が漢文化に傾斜していくのもすべてこの吳直方に負うていた。

両者の関係は脱脱が成人しても変わらず、例えば先述した伯顏の左遷に当たり、秘密裡に相談したものこの吳直方⁽²³⁾であった（『元史』脱脱伝）。特に至正改元以後、順帝と脱脱は、國に大事あるごとに吳直方に諮詢したという。⁽²⁴⁾ 順帝⁽²⁵⁾脱脱体制の、影の顧問だったといえる。

では吳直方とはどういう人物であったか。

元末の頃になると、江南の士大夫の中には京師（大都）に上つて貴顯と接触し、仕官を図ろうとする者が目立つて増加する。⁽²⁶⁾ 吳直方も大志を抱いて上京したが、彼の場合なかなか機会にめぐりあえなかつたらしい。『宋文憲公全集』卷四一「故集賢大学士榮祿大夫致仕吳公行狀」によると、

凡歷二十有六年、而落魄益甚矣。其剛勁不屈之氣、初不肯少貶以徇流俗。或憫公勤其南歸、公笑曰、生為寄、死為棄、何分冀北与江南乎。掉頭去不顧。

とある。ここに述べられた「何ぞ冀北と江南とを分かつや」という言葉の裏に、当時の南人の置かれていた状況が暗示されていよう。同時に、元朝治下の江南士大夫の氣概も知ることができるるのである。のちに脱脱の顧問として、次々と漢人優遇策を実施していったのも当然といえる。

話は前後するが、この吳直方の出身地こそ金華の浦江に他ならなかつた。当時の金華は朱子の伝統を受け継ぐ思想の淵藪で、いわゆる「金華学派」が形成されていた。吳直方に著作が残つてないため、彼の思想的遍歴は迫れないが、金華学派に繋がることだけは間違いない。彼の息子こそ、かの淵穎先生吳萊だからである。吳萊は父と違ひ、ほとんど故郷の浦江で弟子の教育に尽くし、門下からは明初の名儒宋濂や胡翰が出ていた。彼自身、思想的には特筆する業績もないが、元末から明初にかけての金華学派の橋渡し的役割を果たしており、その存在意義は極めて大きい。

また、吳萊は義門鄭氏の師傅でもあつた。鄭氏は一族を挙げて子弟の教育を委ね、彼の死後は宋濂が引き継いでいる。⁽³⁰⁾ 地理的にいって、鄭氏と金華学派の間に繋がりがあるのは当然だろうが、しかしこの事実はやはり注目に値する。特に宋濂について言えば、かつて元朝の出仕要請を断り、浦江の青蘿山中に隠棲した折、鄭氏の藏書八万巻がその研究の資になつたという。⁽³¹⁾ 金華学派の面々にとって、鄭氏は一種のパトロン的存在ではなかつたか、とも推察される。⁽³²⁾

要するに、至正以後の順帝時代、中央では時の実力者脱脱の顧問として吳直方がおり、彼は息子の吳萊を通じて、金華とも繋がつていいた。⁽³³⁾ 恐らくこの線とも、何らかの関係があつたろう。この時代の中央政界には、金華出身

の者が目立つ。例えば金華学派の系統からいえば、呉萊の一世代前、つまり呉直方の代には、黃潛・柳貫等がいる。⁽³⁴⁾ 先の宋濂は呉萊の他に彼ら一人にも師事しており、また鄭氏の中にも彼らの弟子がいる。⁽³⁵⁾ いわゆる元末「儒林四傑」中の一人である。このうち柳貫は家居十数年ののち、至正改元と同時に翰林院への出仕が命ぜられた。また黃潛も、至正三年に脱脱が都總裁官となつて開始した宋・遼・金三史の編纂を命ぜられており、(内憂にあたり参加しなかつたが)⁽³⁶⁾ それ以前から脱脱と関係があつたことはまず間違いない。ただ両者とも、脱脱の下での活躍の時期は短く、死亡や老齢で官界を去るが、彼らの抜擢に当たつては、呉直方の意見が多分に反映されていたものと想像される。

もちろん、金華の学者すべてが元朝に協力したわけではない。宋濂、王禕、胡翰など、元朝の強い要請にもかかわらず、固く出仕を拒んだ者もいる。出仕する者、拒む者、この両者の違いが何に基づくのか個人の事情にもよるだろうが、一つには世代の差ということもあつただろう。宋濂等の世代には、もはや元朝が信頼するに足る王朝ではない、という認識が生まれていたのではなかろうか。

この時期には金華出身以外の南人官僚も輩出している。例えば有名な豊城(江西)の揭傒斯、瀏陽(湖南)の歐陽玄、饒州(江西)の周伯琦等、数え上げれば切りがない。そしてその多くが、脱脱と何らかの関係を持つているのである。彼らは政治的には枢要な地位についておらず、主に翰林院、国子学、奎章閣(至正改元以後は宣文閣と改称)などの文教関係に従事するのみであつたが、脱脱が実施した諸々の漢化政策に、大きく与つていたものと考えられる。科挙の復活問題を例にとると、『圭齋文集』卷一六の歐陽玄の行状に、「科目之復、沮者尤衆。公(歐陽玄)力

争之」とあり、ここでは歐陽玄のことしか挙げられていないものの、恐らく彼ら南人官僚の積極的な支援があったに違いない。また、先述した脱脱を中心とする宋・遼・金三史の編纂も、その実際の中心人物は歐陽玄や揭傒斯であった。

こうしたいわゆる漢化政策は、必ずしも順調に実施できたわけではない。特に至正四年からの四年間、脱脱の一時的失脚という断絶もあり、さらに七年三月には呉直方も御史の彈劾で民に降されたことは（『元史』順帝本紀）、少なからぬ影響を及ぼした筈である。⁽³⁹⁾またこれらの事実を除いても、実施できた政策自体、決して南人層の満足できる内容でなかつたことは、この度の科挙をみても分かる。合格者数が、先の仁宗代と大差ないものだからである。⁽⁴⁰⁾これも征服王朝元朝の、譲歩できる限界だったのかも知れない。

ともあれ、南人官僚を中心とした政策が、たとえ不徹底でも政治上に反映しだしたのが、この順帝の時代であった。『元史』卷九二「百官」志八に、

（至正）十二年三月、有旨、省院台不用南人、似有偏負。天下四海之内、莫非吾民。宜依世祖時用人之法、南人有才学者、皆令用之。自是累科南方之進士、始有為御史、為憲司官、為尚書者矣。

とあり、南人を高官に任用できるようになつたのも、官界内部における南人勢力の、総体的影響力の向上を示すものであろう。その場合、彼らの背後に、時の実力者でありかつ漢文化へのよき理解者でもある脱脱が存在したことを見逃してはならない。

さてここで再び鄭氏を取りあげ、当時の官界との関係を見てみよう。『宋文憲公全集』卷二四「鄭都事墓志銘」

に次のような記載がある。

彦貞講鉉、彦貞字也。……時天下永平、衣冠萃于燕都、翩然出游、以充見聞。掲文安公僕斯在禁林、黃文献公潛居成均。二公以文辭鳴當世、皆折行輩与彦貞交、論文談詩、或至達旦不休。一時士大夫見彦貞方嚴、皆敬憚之。或酣酒放歌、闇履声、即斂容正座、不敢吐氣。自時厥後、彦貞仲子泳與從子深同講授脫脱太師家。

掲僕斯が翰林院、黃潛が国子学にいた時期であるから、まさしく至正改元前後である。この当時、鄭氏一族の鄭鉉が、中央で掲僕斯・黃潛らと親交を結んでいたことが窺える。金華出身の黃潛との関係からか、あるいは吳直方を通じてのものかは不明である。⁽⁴²⁾ もともと先掲の「鄭氏孝友伝」で見たように、鄭氏に対する後至元元年（一二三五）の徭役免除自体が、浦江出身の柳貫の働きであり、當時からすでに中央と何らかの接触があつたことは看取できる。⁽⁴³⁾ 加えて、この優免をきっかけに当時の家長である鄭太和に対しても、脱脱は慶賀の書まで贈っているのである。⁽⁴⁴⁾ すると、太和はいまだ浦江の地に留まっていたものの、中央の脱脱との間には明確なコンタクトがあつたことを意味する。

この関係がさらに具体化し、一族の中央への出仕となつて現れたのが、太和より一世代後の鉉の時であった。鉉が直接的には誰の推薦を受けたか不明だが、少なくとも彼を受け入れるだけの下地が中央には出来ていた。それは太和以来地道に築き上げられたもので、脱脱を中心とする南人グループの中に、鉉は抵抗もなく加わっているのである。しかも単なる一員というだけでなく、その子泳や従子深に脱脱の家で講学までさせている。これは脱脱の子の「哈刺章^(ラジヤン)」のためになされたものだが、この事実を見ても、脱脱にいかに信頼されていたかが知れる。

鄭氏一族で脱脱と関係しているのは、以上の三人だけではない。鉉と同世代の者に鄭鉉という人物がいる。『宋文憲公全集』卷四二「元故行宣政院照磨兼管勾承發架閣鄭府君墓銘」に、

時脱脱道齊公入秉鈞軸、日以致太平為務。一才一芸、無不甄拔。見府君（鉉）儀觀偉飭器之、奏為行宣政院照磨宣政。蓋統治江南諸道浮屠氏。

とある。また鉉等より一世代下には、先の深や泳とともに濤がいる。『金華賢達伝』卷一〇「元鄭濤伝」に、

鄭濤字仲舒。……受業柳貫・吳萊、以文翰知名。用薦者為經筵簡討、每進講天子、為之首肯、権參贊官、三轉陞太常博士、階奉議大夫。

とある。ここでは脱脱との繋がりが不明だが、『九靈山房集』卷四「説佩」に、

今仲舒（濤）与其兄仲幾（深）弟仲潛（泳）三人者、懷玉而遠游、抱器而効用。太師大丞相（脱脱）見而奇之、因館置府下十余載。其所以貴重之者、往往有異於他士。

とあるように、深・泳と並んで脱脱の絶対的な信頼を受けていた。この他、直接脱脱とは関係しないが、元朝に仕えた者として鄭渢や鄭渢⁽⁴⁷⁾という人物もいる。

ともあれ、鄭氏が同族の者多数を官界に送り出し、しかも宰相脱脱の信任を、一族を挙げて得ていたことが分かるのである。

さらに鄭氏は、脱脱だけではなく、皇室の信頼まで勝ち得ていたらしい。歐陽玄の『圭齋文集』卷一五「麟鳳二

大字贊」に、

皇太子習大書端本堂。上命度其所書、記之於籍。或以賜近侍官臣、則錄所賜人姓名、而登載之、慎重之至也。
宣文閣授經郎浦江鄭深、其官署既在内府、与青坊密邇。深家又以九世同居聞。自諭德以下、咸樂與之遊、因得侍硯席、被寵顧。故有是賜焉。所賜為麟鳳二大字。

とある。端本堂とは至正九年（一三四九）に皇太子愛猷識理⁽⁴⁸⁾達臘の学問所として設置されたもので、脱脱がその責任者であった。皇太子はそこで読書や書の練習をし、当時授經郎であった鄭深はその席に侍することを許され、しかも直筆の書まで下賜されたという。鄭氏はこれを慶賀して歐陽玄に贊を頼み、石に刻んで後世に伝えている（「鄭氏孝友伝」）。先掲の「麟鳳二大字贊」というのが、それである。

要するに、当時の中央官界には、順帝を後楯に脱脱を中心とする南人グループが存在し、鄭氏もその中に名を列ねていた。⁽⁴⁹⁾しかも単に中央との繋がりを保つだけという消極的なものではなく、脱脱家の師傅となり、あるいは皇子とも親密な関係をもつという、いわば政権の中枢に一政治的ポストという意味ではなく一位置するものであった。

ただ鄭氏がここまで中央政界に進出できたのは、その中央志向もさることながら、中央から鄭氏への接近があつたことも見逃してはならない。太和への脱脱の贈書などその例であり、これは鄭氏の社会的声望と無縁ではない。

「東浙第一家」などと呼ばれ、浙東のみならず、全江南地主の象徴でもある鄭氏を元朝に協力させることは、單に鄭氏を通して江南社会への支配力を強めるだけでなく、他の江南地主にも少なからぬ影響を与えたことだろう。元朝の目指した点はそこにあつたに違いない。それを中央について推進したのが、脱脱だったわけである。⁽⁵⁰⁾

一方鄭氏にしても、自家の安定と現行の郷村秩序を維持するには、元朝の継続が必要である。それはそのまま、彼ら地主層の階級的利益の保全を意味した。従つて前掲の「鄭都事墓志銘」の続きに、

彦貞仲子泳与從子深同講授脱脱太師家。彦貞為書數千言、陳時政之弊、令進于太師。太師多采而行之。
とある鄭鉉の行動は、政権内部に送り込んだ自分の子供らを通じて、元朝の体制再建に協力するとともに、自分たち江南地主の意見を、政治に反映させようとした行為だと考えられる。そして、それを受け入れるだけの下地が、
当時の官界内部には醸成されていたのである。

言い換えれば、当時の江南地主には、宋濂・胡翰等のように元朝に背を向ける者がいる一方、むしろ積極的に元朝に協力して体制の強化を図り、同時に自分達の階級的利益を擁護しようとする両派が存在していたと思われる。
そして後者の代表例に、浦江の鄭氏が挙げられるのである。

三 朱元璋集團と鄭氏一族

元末の至正年間、脱脱を中心として元朝の立て直しが図られたものの、大勢として元朝はすでに崩壊期を迎えていた。財政的欠乏は決定的であつたし、それを補うために発行された交鈔も乱発の繰り返しで、一層インフレーションを昂進させることになった。加えて、連年饑饉・水旱が頻発したため、民衆生活は極度に疲弊した。この極限状況下で勃発したのが、黄河の治水工事に端を発する元末の反乱である。劉福通らを中心として、至正十一年（一三五二）に河南・安徽方面で起った農民反乱は、またたく間に江南に波及することになる。当初、華北の反乱で

は、異民族元朝に対する民族闘争の傾向が強かつたのに対し、江南での反乱は、むしろ地主に対する佃戸・貧農の反乱、つまり階級闘争の色彩を濃厚にしてくる。地主は反乱軍への対抗上、武器をとり、寨を築き、民兵を組織して自衛手段を講じるとともに、元朝との協力関係を強めて反乱軍の鎮圧にあたる。以上の経過については、すでに多数の研究があるためここでは省略するが、⁽⁵¹⁾ 反乱軍と地主武装軍との対抗関係が、江南の全域にわたって生まれてくるのである。

当然のことながら、鄭氏の故郷である浦江にも反乱軍が侵入して来た。「鄭都事墓志銘」の続きに、

元季兵起、州郡繹験、大将數統兵入境、服義門名、皆戒士卒、毋敢犯。

とある。ただし、ここでいうように鄭氏が義門であるため、反乱軍もその徳を慕つて侵略しなかつたというのはいささか疑問である。確かに義門の義門たる所以は、日常の郷村維持であり、救荒などを通じて得た郷村での名望に基づいている。鄭氏の浦江で果たした役割は計り知れないものがあつたろう。⁽⁵²⁾ だが一種の恐慌下で、外部の反乱軍にまでその影響力が通用しただろうか。當時、義門でも掠奪を被つたということは、いくつかの史料が示している。⁽⁵³⁾ ここでは、やはり鄭氏の武力が問題となろう。元末の混乱期に地主の多くが武装して自衛したことを思えば、鄭氏がその措置を講じなかつたとは到底考えられないからである。

だが不思議なことに、史料的には鄭氏が民兵を組織したとか、寨を築いたとかいう記録は一切残っていない。従つてあくまでも推測にすぎないのだが、若干後代のこととして次のような史料がある。

燕兵既入、有告建文帝匿其家者、遣人索之。(鄭)
漢家序事中、列十大櫓、五貯經史、五貯兵器備不虞。使者

至、所發皆經史、乃實其半不啓。而（建文）帝所賜御書、適以榜墜暫撤、乃免於禍。（『明史稿』鄭濂伝）

靖難の変直後のこととで、元末の頃からはすでに四十年以上も経過しているが、当時これだけの武器を貯蔵していた事実は、元末にも相当程度の自衛力を持っていたことを推測させる。恐らくそのために、先の反乱軍も鄭氏を避けた通つたのである。

ところで、次に浦江で起つた事件は、鄭氏が混乱期にあつても、郷村で影響力を行使していたことを示すものとして興味深い。同じく「鄭都事墓志銘」の続ぎに、

枢密判官阿魯灰帥軍五万、一夕驟至、奪民廬舍以居。二十里之内、雞犬牛羊尽斂。彥貞説之曰、明公非太師（脱脱）之偏裨乎。太師征高郵、尚以無罪去国。況明公之士卒、恣行不道乎。脱有一人言於朝、不識明公將何以處之。阿魯灰愕然曰、業已如此、為之奈何。彥貞曰、為明公計者甚不難。浙東扼山阻海、其民頗柔馴易制。明公誠能撫定而綏輯之、俾他兵不敢東向、執政柄者、尚敢以囁咳相駕乎。行且錄明公之功矣。阿魯灰不覺屈膝曰、非公不能聞此言。命左右致束帛為謝、明日下令啓行、一軍肅然。

ここで少し状況説明をしなければならない。まず、史料中にある脱脱が罪なくして国を去つたというのは、至正十四年（一三五四）十一月のことである。この年の初め官塩仲買人出身の張士誠は、江蘇の高郵を根拠地として大周国を樹立し、元朝からの独立を宣言した。これに対して元朝は、二年前に徐州の紅巾芝麻李討伐に功績のあつた脱脱に、再び征討を命ずる。脱脱は西域・西蕃、並びに諸王の軍隊をも総帥し、一切の庶政を任せられた上で出発する。総勢百万ともいわれ（『庚申外史』）、軍旗千里にわたる行軍のさまは、いまだかつてないほど大規模なものであ

つたという（『元史』脱脱伝）。元朝が全力を投入してまで征討に向かった裏には、当地が江南の穀倉地帯であり、生命線の確保という狙いが込められていたろう。因みに、この征討には鄭氏一族の鄭深と鄭泳が参加しており、ここにも脱脱と鄭氏との関係の深さが窺える。⁽⁵⁴⁾

期待通り、脱脱の大軍はそれこそ連戦連勝で、張士誠の大周囲もいまや風前の灯であった。ところが、脱脱の数年来の政敵中書右丞哈麻の讒に惑わされた順帝は、脱脱の兵權を解いた上で彼を淮安に軟禁してしまった。張士誠が勢力を盛り返したのはもちろん、逆に脱脱は翌年雲南に流され、詔を偽った哈麻の策謀でその地で殺されてしまう。享年四十一歳。順帝、脱脱によって開始された至正の新政は、こうして終わりを告げたのであった。

この政変は、はからずも元朝政権のもろさを露呈することになった。当初、脱脱に従つた対張士誠征討軍は、脱脱に代わって河南行省左丞相太不花、中書平章政事月闇察兒らに委ねられた。だが総帥の失脚による動搖は、やはり軍隊の統制を弛緩させたようだ。兵は四散したばかりか、紅巾軍に参加して反乱をより拡大したとの史料もある⁽⁵⁵⁾。その真偽は措き、この度の政変が征討軍の解体を招き、その後の元軍の退潮を決定づけたことだけは間違いない。順帝の治世はこれ以後十三年間続くが、脱脱の死を契機にのちには見るべきものが全くなく、順帝自身も快樂の中に身を持ち崩していく。朝廷内部では権力闘争が続き、元朝の威令は急速に弱体化していく。

阿魯灰軍の浦江侵入は、まさしくこういう時期であった。反乱の鎮定に当たるべき元朝の正規軍が、反乱軍と同様に掠奪を事とし、すでに軍紀を喪失していたことが窺える。これに対して、鄭鉉は地道な説得を続け、阿魯灰軍を浦江から撤退させている。この事実は、鄭氏（この場合、鄭鉉）が、脱脱の失脚以後も元朝の官に対しても依然とし

て発言力を持つていたことを示している。もちろん意図するところは、鄭氏一族への災いの除去にあつただろう。だがその一方で、秩序の安定を担うのは自分達だ、という義門としての自負を持っていたからこそなされた行為だと思われる。こうした実績故に、彼の死亡時には「一県之中、若宗党、若姫連、若三農百工、若卿士大夫、皆素冠拝、哭哭亦尽哀（「鄭都事墓志銘」）」とあるように、貴賤を問わずその死を悼んだのである。この史料に、たとえ士大夫特有の修辞が含まれているとしても、鄭氏の郷村での行動すべてを否定してしまってはできない。

さて、阿魯灰の侵入からほどなく、かつてないほどの強力な反乱軍が浦江に押し寄せて來た。それが、いわゆる「朱元璋集団」である。再び「鄭都事墓志銘」の続きを見よう。

曾未幾何、國朝（明朝）大兵取婺州。彥貞携家避入諸暨、流于里。時李曹公文忠統兵來過、嘆曰、此義門也。今世罕見之。躬為局鑄而去。事平、遣帳前先鋒率民二千、護其家歸浦江。人以為彥貞積善之報云。

これは別の史料からみて、至正十八年（一三五八）六月のことであった。朱元璋が應天府（南京）に根拠地を定めたのが十六年三月のことであるから、それからほぼ二年後に浙東地方に進出してきたわけである。

王朝樹立前の朱元璋とその集団については、当初の農民反乱軍から地主軍への転化をめぐって、いわゆる「転化問題」論議が盛んである。重要な問題だが、小論の趣旨とも外れるため、ここではあえて触れないでおく。ともあれ政権の確立には知識人が必要で、朱集団への儒士の参加は、すでに南京に根拠地を定めた頃からあった。⁽⁵⁸⁾ 儒士の参加の量的な拡大は、やがて政権の質的变化をもたらすわけだが、少なくとも浙東地方に進出してきた当時には、儒士などの地主側に立った体制擁護者としての立場を前面に押し出していた。金華攻略以後の一連の政策—例えば

戸籍、郡学、儒学提挙司、礼賢館等の設置⁽⁵⁹⁾一をみても、それは分かる。

他方、朱元璋集団は農民軍から完全に抜け出していく面も持っていた。金華攻略時に紅巾軍を意味する轍を立てていたとか、紅巾軍の首領韓林兒の「竜鳳」の年号をそのまま使用していたこと等である。⁽⁶⁰⁾ 一見矛盾するこの行動は、自身の基盤を確立するまでは韓林兒の庇護下に入つておこうという、あくまでも政治的・戦略的意図に出たものと思われる。が、一般的地主からすれば、朱元璋集団のそうした外見は反乱軍と何ら変わることはない。地主層はすでに元朝から心離れしてはいたが、自己の利益を擁護してくれるのは、他ならぬ現王朝の元朝で、それに反旗を翻す勢力は、当然のことながら体制破壊者としての反乱軍である。見た目には朱元璋集団も、やはり強力な一反乱軍にすぎなかつた。

従つて、鄭氏も朱元璋集団が進出してくると、反乱軍を避ける意味で浦江の地を捨て、一族を引きつれて諸暨へと避難している。対する朱元璋集団の将李文忠は、鄭氏を義門として丁重に扱い、再び浦江に護衛して帰らせた。朱元璋集団としては、政権を確立するには是非とも地主層の協力が必要なわけで、そのためにも体制擁護者としてのイメージ形成に躍起にならざるを得なかつたのである。それが江南地主の象徴的存在、鄭氏に対する行動となつて現れたといえる。この他、先の一連の政策とともに、朱元璋は城市を攻略することに、配下の兵士に命じて掠奪や暴行を厳禁している。⁽⁶¹⁾ 当時の他の反乱軍に比べれば特筆すべき事柄で、これもまた現行体制擁護者としての自分の立場を、地主層に印象づける措置であつた。

一方、江南地主層にしても、至正十四年に脱脱が失脚して以後、元朝政権内部に意見を反映できる人物がいなく

なつたことが、大きな痛手となつてゐた。元末明初の学者、浙江龍泉の葉子奇の『草木子』卷三「克謹篇」に、至正甲午間⁽⁶²⁾、貶丞相脱脱。詔書。端明殿忽傾、仄如倒状。天兆其戒、卒不之悟。悲夫、元朝之亡、蓋決於此。

とあるのは、まさしく江南士大夫の意見を代弁するものである。しかも脱脱がいないだけでなく、宫廷内では皇子派による皇位奪取計画等の権力闘争が続き⁽⁶³⁾、また外部ではモンゴル軍閥の李羅帖木兒^{ボロタムル}と察罕帖木兒^{チャハンマル}との攻争が激化するなど、王朝の末期的状況を呈していた。元朝は自分達地主階級の頼るべき政権として、機能を果たさなくなつてきたのである。鄭氏をみても、かつて脱脱の下で元朝に奉仕した七人のうち、死亡した鄭鉢と元滅亡直前まで出仕した鄭濤の例外を除き、鄭鉢、鄭深、鄭泳、鄭漢⁽⁶⁴⁾、鄭渙等、脱脱の失脚以後はすべて浦江に引き揚げている。このような傾向は、鄭氏に限つたことではなかつたろう。明初の名儒、劉基も当初は元朝に仕えながら、のちには職を辞して故郷に戻つてゐる。⁽⁶⁵⁾恐らく当時の知識人—特に江南の知識人にとって、脱脱時代には若干の希望が持てたからこそ、逆に脱脱亡き後の失望も大きかつたのではないか。江南地主層の元朝からの乖離は、一層進んだに違ひない。

こうした状況下に、現行秩序の擁護をかかげる朱元璋が出現したものだから、若干の摩擦はありながらも、両者の協力関係は次第に強まつていった。地主層の中でも儒士などの知識人は、朱元璋政権に参加して官僚機構の一角を担うようになる。⁽⁶⁶⁾また朱元璋も彼らを官僚として採用するだけでなく、元朝治下で培われてきた彼らの在地での権威を借り、郷村の安定に努めようとする。⁽⁶⁷⁾混乱で荒廃した郷村は、朱元璋の後楯を得た彼ら地主層によつて、再び秩序をとり戻すことになる。新しい権威となつた朱元璋政権は、江南を基盤に着々と勢力を固めていった。

金華を見れば、至正十八年（一三五八）十二月に、南京の江南行省（後の中書省）の出先機関として中書分省が置かれ、浙東地方の中枢機関となつた。⁽⁶⁸⁾ この措置は、朱元璋が当地を極めて重視していることを示し、引き続き郡学や枢密分院なども設置されている。これは金華が交通の要衝であり、戦略的にも恰好の地であつたためと解される⁽⁶⁹⁾。同時に、宋・元代を通じての江南文化の中心地であり、金華学派の精銳を輩出している地域だ、ということも作用していたに違いない。当地を中心とする知識人を、元朝から自政権へ完全に吸収しようとの意図も含まれているだろうし、その意味では、朱元璋に先見の明があつたといえる。

至正十九年（一三五九）五月、鄭氏に対して朱元璋政権は正式に旌表を行つた。⁽⁷⁰⁾ 程役を免除し、改めて義門として頤彰したのである。鄭氏が朱元璋政権の旌表を受けたのは、すでに浦江が朱の領土となっていたこともあるが、何よりも元朝に代わって、朱元璋政権を唯一の政権だと認めたからに外ならない。⁽⁷¹⁾ もはや江南地域では元朝の権威が大きく後退し、朱元璋の勢力が拡大しつつあつた。もどもと江南を十分に把握できなかつた元朝だが、加えて元末の混乱期に十分な対応策を施せないまま、江南地主の信頼を失つてしまつた。⁽⁷²⁾ その間隙を縫い、彼らの心をつかんで勝利を収めたのが朱元璋である。朱元璋と江南地主との協力関係は、その後量的にも質的にも密度を増しながら、やがて明朝の成立へと発展していく。

結語

元朝と江南との関係は、身分制での南人の待遇に示されている通り、極めて微妙な状況下にあつた。当初、南人

は中書省等の中央高官にはなりえず、また江南の地方官にも、もっぱら漢人を任用する措置がとられた。⁽⁷³⁾ 南人に残された職は、下級役人の首領官や胥吏だけで、政治的にはほとんど疎外されていたといつてよい。

それでいて経済面では、元朝も他の王朝同様、大きく江南に依存していた。特に中期以降になると、毎年海運で大都に輸送される糧米は三百万石に達し、朝廷の経費、百官の俸給などはこれによって賄われていた。⁽⁷⁴⁾ 元末、方国珍が海上に蜂起し、元朝の生命線ともいえる海運を遮断した時、官爵を与えてまで慰撫に努めたのも当然であつた。⁽⁷⁵⁾ 元朝にとって江南は、経済面でのみ重要性を持つていたときえ見受けられる。元朝は江南に寄生し、搾取できるだけ搾取した、との説の出て来る所以である。⁽⁷⁶⁾ だが、果たしてそうだったか。

政治的には、確かに江南は差別されていた。科挙の廃止は漢人にとっても同じ条件だとはい、文化度の高い江南の住人にこそ致命的であった。しかも漢人には元朝の華北時代からの譜代関係で、一部には仕官の途が開かれていたため、南人に比べれば優位な立場にあつた。⁽⁷⁷⁾ 南人の政治的疎外は定着し、世祖以後発せられた法令も、その追認作業だったといえる。⁽⁷⁸⁾ そこには、異民族征服王朝の漢地支配という複雑性もあるが、しかしこうした体制 자체、変則的なものであることには変わりがない。やがて元朝に、伝統的中国王朝化への動きが加味されるにつれ、その対江南姿勢に微妙な変化がきざしてくる。仁宗代の科挙の復活、文宗代の奎章閣の設置等、諸々の対漢民族緩和策は、途中何度も振り戻しがあったものの、着実に歩を進めていく。南人にとっては決して満足できる内容ではなく、それ故これらの措置を以て、即元朝の中國化とは断定できないが、背景にあるうねりと状況の変化は窺える。

こうした流れの延長線上に、順帝代初期の脱脱時代があった。革命前夜にも当たり、各地にはすでに反乱の前兆

が現れていた。元朝にとって、いまこそ举国一致体制の必要な時期であっただし、そのための緩和策であつた点も否めない。だがこの時代の中央官界を取り巻く雰囲気は、脱脱個人の資質によるものさることながら、十分に漢民族王朝を彷彿させるものがある。

鄭氏一族が中央官界に登場したのは、こういう時期である。華々しい活躍もなく、政治的に極要な地位についたわけでもないが、鄭氏の中央進出は、自身だけでなく当時の江南士大夫の風潮をも反映していた。たとえ異民族元朝であっても、もはや伝統的中国王朝と変わりはないと見る立場である。その意味で、元朝の体制的変質と表裏の関係にあった。

特に鄭氏を見れば、脱脱の積極的な働きかけを見逃すわけにはいかない。太和への贈書、子息哈刺章への師傅としての招聘等、並々ならぬものが感じられる。恐らく、「東浙第一家」などと呼ばれ、江南地主の象徴的存在でもある鄭氏と結ぶことにより、他の地主層をも元朝に接近させようとの狙いが含まれていたに違いない。

だが時すでに遅く、脱脱の失脚などもあって、その成果を見ずして江南では反乱軍の一部将、朱元璋の勢力が拡大していく。彼が地主側に立った政策をとり、反元朝の地主層を結集すると同時に、親元朝の者まで取り込んでいったことは、すでに述べた。元朝との密着度を強めていた鄭氏ではあるが、至正十九年には朱元璋の旌表を受け、元朝政権からの離脱を明確にする。鄭氏の離脱は、他の江南地主にも少なからぬ影響を及ぼしたことだろう。明軍の大都攻略まで、まだ九年有余の命脈を保つた元朝だが、すでにこの時点での斜面を着実にすべり始めていたといってよい。

ノロカル

洪武元年（一三六八）正月、大都が混乱のさなかにある間、江南の南京に明王朝は誕生する。王朝樹立の原動力であり基盤となつたのは、起兵以来の武将を除いて、いうまでもなく江南の地主層であつた。彼らの協力があればこそ、明王朝は成立したのである。

ただし両者の協力関係は、王朝成立以後もそのままの形で維持されたわけではない。眞の統一王朝達成のために、新たな江南地主への弾圧の必要だったことは、かつて述べた通りである。⁽²⁷⁾ 明朝政権は、幾つかの段階を経て確立していく。その間、鄭氏も王朝の政策に左右されながら、再び浦江で活動を開始するが、それについて別稿で述べよう。⁽²⁸⁾

元末明初の激動期は、征服国家元朝から漢民族国家明朝への転換期に当たる。表面的には全く異なる両王朝ではあるが、江南を舞台とした抗争は、両者の狭間の江南地主をめぐって展開されたものであった。勝敗の行方は歴史に示されており、すでに地主層にも移り行く状況の変化が、敏感に感じ取られていたのであろう。元から明への時代の推移、その時代を生き抜いた江南地主の絡みと營為が、義門鄭氏の系譜の上に、深く刻印されている。

註

- (1) 陳高華「元末浙東地主与朱元璋」『新建設』一九六三
一五。
- (2) 小竹文夫「中国の門閥族表について」『史潮』四五、
一九五二年。
- (3) 正史に同居家族が初めて登場するのは、後漢代になつ
てからである。例えば『後漢書』卷六〇下「蔡邕」伝に、
与叔父從弟同居 三世不分財、鄉党高其義。
とある。また義門という言葉は、唐代に一例（『旧唐書』
卷一八八「李知本」伝）、五代に一例（『新五代史』卷三四
「李自倫」伝）数えられるが、宋以後は正史はもちろん、
その他の諸書にも頻見する。

(4) 洪邁『容齋隨筆』卷八「人物以義為名」。

(5) 牧野巽『近世中国宗族研究』第一章「司馬氏書儀の大家族主義と文公家礼の宗法主義」『牧野巽著作集』三所収、御茶の水書房、一九八〇年。

(6) 『乾隆浦江縣志』卷一二、義行、「鄭淮」伝、

鄭之先望出滎陽。自北魏鄭白麟十六伝至凝道。

(7) 『新唐書』卷七五上「宰相世系」表五上。

(8) 始遷祖については、牧野巽前掲『近世中国宗族研究』

第八章「中國近世の族譜に現われた始祖について」。

(9) 宋以降、北方から南徙する有力戸には、金華に居を構える者が多かつたらし。『遜志彙集』(四部叢刊初編)卷

一三「吳氏宗譜序」、

宋之遷于江南。婺去国都為甚遼。其地寬衍饒沃、有中州之風。故士之自北至者、多於婺家焉。

(10) 『金華黃先生文集』卷三七「青田縣尉鄭君墓誌銘」。

(11) 『圭齋文集』(四部叢刊初編)卷一〇「元贈奉議大夫松密院判官驍騎尉追封浦江縣子鄭府君墓碑銘有序」。

(12) 宗族の首長は、普通「族長」とか「宗長」といわれた

が、(仁井田陞『支那身分法史』第二章宗族法、第四節宗族關係、第一款身分的關係、第一項族長)、累世同居の鄭氏の場合は、家訓の『鄭氏規範』に示されている通り、「家長」と呼ばれたようである。ただし、これは、個別家族の家

長の謂ではなく、宗族の長—族長に相当するものである。

(13) 『金華黃先生文集』卷三七「青田縣尉鄭君墓誌銘」。

(14) 仁井田陞『支那身分法史』第四章家族法、第二部家、第四款家の分裂と併合、東方文化学院、一九四二年。清水盛光『支那家族の構造』前篇親族と家族、第二章家族集團の容積と発展、第一節家族(經濟的家族)の縮小、岩波書店、一九四二年。

(15) 『柳待制文集』卷一五「鄭氏旌表義門記」、

初里耆列其事于縣、縣令長上之天府、具移廉訪使者、覆

按如章。以次達于中書、下之議曹、請用故事賜旌表、亦既報下、大書其門曰、旌表孝義鄭氏之門矣。

(16) 『金華賢達伝』卷二「鄭欽」伝。

(17) 義門の自己抑制について一例を挙げれば、『金華賢達伝』卷七「明鄭子祥伝」に次のようない記載がある。

鄭子祥浦江人、義門疎族也。恭謹好學、嘗為義門義塾師。洪武中、薦授○○県知縣、守職廉平、畏慎自持。或

賂以賄、毅然却曰、吾為義門族。豈使簠簋不飭、而取玷吾宗乎。君子称之。

また、義門として旌表した場合の効果については、若干後代の史料ではあるが、『匏翁家藏集』(四部叢刊初編)卷

五四「題鄭氏所藏文移」に、
元政既非、群雄角逐。我太祖高皇帝起而削平群雄、以寧

禍乱。……詔書下播、即以表揚孝義為先務。蓋與武王式閭封墓之事同也。此二紙為浦江義門鄭氏蠲免徭役。……百三十年來、有司遵奉朝廷之美意。所以待乎鄭氏者、愈久不替、使其族人得於承平之世粒食安居、以享先世義聚之利、可不知所感激乎。苟知之、其亦益務為義、以圖報于下而已矣。

とあるように、一層の義行を促したであらう。

(18) 『宋史』卷四五六「孝義」伝、序。

至於數世同居、輒復其家。

(19) 『金華黃先生文集』卷一七「鄭氏義門詩序」、

浦陽鄭氏聚族而居者八世、有司為請於中書而旌表之、号日義門。且復其家力役之征、俾無有与。

(20) 『鄭氏規範』(『學海類編』所收)序、

其持守之規、前錄五十八則、六世孫電灣稅課提領太和所建、後錄七十則、統錄九十二則、七世孫青樓府君欽、浙江行省都事鉉所補、皆已勒名銘梓。

(21) 『宋文憲公全集』卷四二「鄭夫人夏氏新阡墓碣銘」、
(鄭)濤家義聚九世。族屬之衆、幾二千指、嘗一以禮遇之。

(22) 『宋文憲公全集』卷二二「三老圖頌」、

浦江鄭氏以孝弟為政、一門五十余室、不別爨案而飯者、垂三百年。

(23) 愛宕松男「元の中國支配と漢民族社会」「岩波講座世界歴史」九、一九七〇年。

(24) 吉川幸次郎「元の諸帝の文学」「吉川幸次郎全集」一五所收、筑摩書房、一九七四年。

(25) 吉川幸次郎、前揭「元の諸帝の文学」。

(26) 『元史』卷一三八「脫脫」伝。

(27) 『宋文憲公全集』卷四一「故集賢大學士榮祿大夫致仕吳公行狀」、

泰定元年、奉省檄為上都儒學生。迨之官、已為代者所先。時太師德王馬札兒台留守灤京、聞公氣宇恢廓、延而與之語大悅、以為南陽諸葛孔明亦不是過。因聘入賓館、使教其二子。長則中書右丞相脫脫、次則御史大夫也先帖木兒。

(28) 同右、

(至正元年)改本院侍講學士、進階中奉大夫。復召入掌光殿、錫以黃金束帶。丞相(脫脫)亦自是進位台司、國有大事、上命必定於公。公亦慨然以沵被斯民為己任、有知無不言、言之、丞相無不行、天下翕然。

(29) 例えば『宋文憲公全集』卷二四「鄆都事墓志銘」に、時天下永平、衣冠萃于燕都、翩然出游、以充其見聞。とあるが、單に見聞を広めるだけでなく、官界との伝手を求めて上京していたことは、次の二例からも窺える。『宋

文憲公全集』卷三四「戴府君墓志銘」、

府君諱胄、字養和、戴氏台之黃巖人。……既長、闔毅通達、學周易、尤精推驗測究之法。他若医藥、兵刑、律曆、皆習知之。壯歲、嘗自奇其才、走燕京、謁元左丞帖木兒、一見語相投、留教其子。府君時時以計干之、左丞每稱善。

(30) 『宋文憲公全集』卷三〇「鄭景彝伝」、

鄭銘字景彝、婺之浦江人。……從父大和司家政、察其為人可成遠大器、聘鄉先生吳公萊為之師。吳公授以春秋三伝之學。……浦陽鄭氏家、九葉同居、最多令子弟、而授經者之師吳公先生、又一時名士、心極傾下之。後十五年、(宋)濂以非材來繼吳公後。……濂與景彝暨胡君(翰)皆吳公門人。

(31) 『宋文憲公全集』序、

當公始自潛溪遷浦江、得鄭氏藏書八万卷、居青蘿山中、日講明而切究之。徵召迭至不出也。

(32) 鄭氏が自家の庭園「衆芳園」で、宋濂等の文化人を多数招いて宴を催した様は、『宋文憲公全集』卷二二「春日賞海棠花詩序」に生き生きと描かれている。

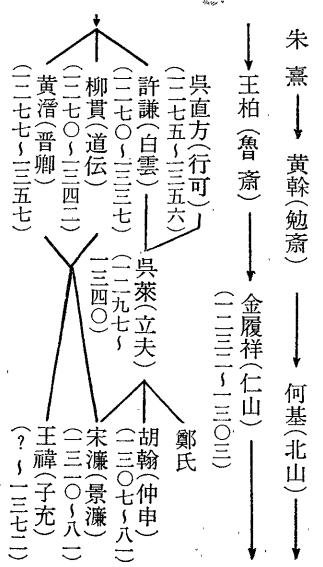
(33) ただし吳來自身は、至正元直前(1344)の後至元六年(1357)四月に歿しているため(四部叢刊初編所収『淵穎吳先生文集』付録「淵穎先生碑」)、父と子の直接的な繋がり

ではない。しかし『宋文憲公全集』卷四五「御賜資治通鑑後題」に、

元順帝即位之九年、海宇晏寧、文治誕敷、乃開宣文閣、設經筵、詔翰林諸臣分番進講。復出司馬光所編資治通鑑、分賜近臣。集賢大學士浦陽吳公直方、時為太長秋官屬、實獲与茲寵榮。公既引年歸江南、概念上之恩不可忘、命郡諸生朱濂備識之、以示子孫。

とあるように、吳直方と金華との結びつきは、吳萊の死後も間違いなく存在していた。

(34)



本図は『宋元学案』卷八二「北山四先生学案」、『元史』卷一八九「金履祥」伝、『宋文憲公全集』等に基づいて作

成した。

(35) 『宋文憲公全集』卷一一「鄭仲涵墓志銘」、

時子（宋濂）執經山長吳公・待制柳公・侍講黃公之門。

仲涵（淵）每侍予往拜。三公見其文，亦以遠大期之。

(36) 『元史』卷一八一「柳貫」伝、

（柳貫）与（黃）潛及臨川虞集・予章揭傒斯齊名、人号為儒林四傑。

(37) 『宋文憲公全集』卷四一「故翰林待制承務郎兼國史院編修官柳先生行狀」。

(38) 『宋文憲公全集』卷四一「故翰林侍講學士中奉大夫知制誥同修國史同知經筵事金華黃先生行狀」。

(39) 脱脱の失脚時のこととして、次のような史料がある。

『國朝獻徵錄』卷二〇「翰林待制華川王公禪行狀」、鄭濟撰、

至正戊子（八年）、元政衰敝、公愀然閔之、乃攬天下事勢、為書七八千言上之。時宰嫌其切直、格不以聞。……臨川危公素・太原郝公遠、大梁段公天祐、十有二人、列薦於朝、不報。濟南張文穆公起嚴率翰林僚屬又薦之、亦不報。……公亦知世道終不可為、乃歸、隱青嚴山中、著書立言。

(40) 仁宗延祐二年の合格者数が、モンゴル・色目人も含めて五十六人であるのに対し、至正二年は七十八人である。

『元史』卷八一「選舉」科目、同卷九二「百官」選舉附錄。

(41) ただしこの改革の後も、『元史』卷一八七「周伯琦」伝に、

（至正）十二年、有旨令南士皆得居省台。除伯琦兵部侍郎、遂與貢師泰同擢監察御史。兩人皆南士之望、一時榮之。

とあるように、実際に任命されたのは微々たる數にすぎなかつた。だが從来禁止されていた高官への任用が、この段階で許可されたことに対する対しては、注目する必要がある。

(42) 黃潛と鄭氏との関係については、『金華黃先生文集』卷一七「鄭氏義門詩序」に、
予家距鄭氏不兩舍而近、納交鄭氏父兄子弟間、歲行已再周、其知之固深矣。

とある。

(43) 柳貫と鄭氏との関係については、『柳待制文集』卷一三「鄭泳冠字祝辭」に、

吾里義門鄭氏之老順卿（太和）者吾友也。

とある。

(44) 『圭齋文集』卷一四「白麟溪三大字後」、

右白麟溪三大字、前中書右丞相脫脫為浦江鄭大和書。溪旧号香巖，在具東二十八里、白麟則大和二十六世祖之名也。有惠淮者，字季淵、寔白麟十九世孫、由遂安遷溪上、

易以今名、示有先也。淮之孫綺至大和、凡六世、大和從

子鑑至某、又三世、皆同居同財、朝廷表為孝義門、於乎

溪流無終。時公特書是以寵之者、蓋將勗其門、相為悠久

哉。字画方毅、酷類顏真卿、觀者孰不改容不待贊也。

(45) 註20) にあるように、太和も一時出仕したらしいが、

それがいつなのか不明である。

(46) 『宋文憲公全集』卷四九「故江東僉憲鄭君墓誌銘」、

(脱脱太師) 謂其子哈刺章曰、鄭先生(深)有道之士

也。爾往事之。君教以書詩、得師道甚。太師稱譽、弗置

口。辟署浦江縣簿、以才能稱。

(47) 『金華賢達伝』卷七「明鄭渙伝」、

鄭渙字仲泓、浦江人。剛果有為。元季憲與、院判謝國璽

辟署浦江縣簿、以才能稱。

『乾隆浦江縣志』卷一、孝友「鄭氏」伝。

鄭渙字仲英。初嘗仕元為浙江行省宣使。

(48) 『元史』卷一八三「李好文」伝。

(49) 鄭氏と南官僚との交際を示す史料として、『宋文憲

公全集』卷四九「故江東僉憲鄭君墓誌銘」に、

在朝公候卿大夫亡廬数百人、無不知敬愛君(鄭深)、而

翰林侍講學士予章(江西)掲公俟斯、翰林學士承旨劉陽

(湖南)歐陽公元・太子右諭德東文(河北)李公好文・

司農少卿臨川(江西)危公素尤与君為文墨交而無間者

とある。
也。

(50) 当時の官界の空氣を反映してであろう、順帝の信任厚い月魯帖木兒が(『元史』卷一四四)、至正一二年に江浙行

省平章政事に任命され、任地に赴むいた際にまず行ったのが鄭氏の表彰であった。『王忠文公集』(叢書集成初編)卷

七、「鄭氏義門碑後記」、

至正十二年二月、詔拜翰林學士承旨月魯帖木爾榮祿公中

書平章政事、行省浙江。三月至鎮、聞屬郡婺之浦江縣民

鄭氏、九世聚族、朝廷嘗旌表焉、乃手書一門尚義九世同

居八大字遺之。方是時、中区叔擾、列郡譯騷、公以宿望

旧勞、特被眷倚、承制行事、以任藩屏之寄。軍旅之殷

劇、財用之匱乏、調度經營、日不暇給。宜若於孔文之

事、有所未遑、而當節鉞出鎮之始、首託翰墨、以仮寵於

鄭氏之門、蓋方岳大臣、厥寄非一、扶世導民、興化善

俗、是亦國政之所當先者也。

(51) 相田洋「元末の反乱」とその背景」『歴史学研究』三

六一、一九七〇年。山根幸夫「『元末の反乱』と明朝支配

の確立」『岩波講座世界歴史』一二、一九七一年。その他

多數。

(52) 鄭氏が元末の混乱期においても、郷村維持者としての役割を果たしていたことは、『金華賢達伝』卷七「明鄭渙

伝」に、

元季寇興、院判謝國南辟署浦江県簿、以才能称。未幾、解職還家、以公平制鄉里、不使豪強病民。有爭訟、則論以理、而与酒和解之。

とあり、また『宋文憲公全集』卷一「鄭仲涵墓志銘」には、

斬春王列家、燬於紅巾、帥其族五十、乞食浙河之右。仲涵（淵）館之、數月而後去。同縣驗、人貧不能養母、來憩於仲涵。仲涵曰、吾何無母可養耶。厚周之。

とある。

(53) 『元史』卷二〇一「列女」伝二、

丁尚賢妻李氏、汴梁人。年二十余、有姿容。至正十五年、賊至、欲慮之。李氏怒曰、吾家六世義門、豈能從賊以辱身乎。於是闔門三百余口、俱被害。

(54) 『宋文憲公全集』卷四九「故江東僉憲鄭君墓誌銘」、『金華賢達伝』卷一〇「元鄭泳伝」。

(55) 『草木子』卷四「談叢篇」

至正壬辰（甲午の誤り）。丞相脫脫統兵征南淮。兵甫及高郵、答麻奏天下亂、皆由怨脫脫之故。罷脫脫、盜自寧息。上入其說、即軍中貶之。脫脫兵、奉詔赴貶所、兵遂大潰、大率皆歸紅巾、相與為盜賊、遂不可復制。答麻復矯詔殺之。

義門鄭氏と元末の社会

檀上

(56) 吉川幸次郎、前掲「元の諸帝の文字」。

(57) 『明太祖実錄』戊戌（至正十八年）六月癸酉の条。
(58) 『明太祖実錄』丙申三月辛卯、六月乙亥、九月戊寅等の条。

(59) 『明太祖実錄』戊戌十二月乙丑朔、己亥正月庚申、庚子五月丁卯、癸卯五月癸酉の各条。

(60) 和田 清「明の太祖と紅巾の賊」『東洋学報』一三一、一九一三年。

(61) 『明太祖実錄』戊戌（至正十八年）十二月甲申、上入婺州、下令禁載軍士剽掠。有親隨知印黃某取民財、即斬以徇、民皆按堵。

(62) 原文は壬辰となっているが、註(55)でも訂正したように、葉子奇には脱脱の失脚年時にに対する誤解がある。

(63) 『元史』卷一四〇「太平」伝。

(64) 鄭鉢が脱脱の在任中に故郷に戻ったことは、本文中で述べた通りだが、鄭鉢も年時は不明なもの、元朝滅亡前に死亡している（『宋文憲公全集』卷四二「元故行宣政院照磨兼管勾承差架閣鄭府君墓銘」）。その他の者は、例えば鄭深は『宋文憲公全集』卷四九「故江東僉憲鄭君墓誌銘」に、

（至正十四年）九月、君以分部從太師、征高郵。……。十二月、太師以讒去。君曰、天下自此多故矣。遂移病弗

視事。

ある。

(65) 『明史』卷二八「劉基」伝。

(66) 劉辰『國初事蹟』(借月山房彙鈔)

太祖所克城池、得元朝官吏及儒士尽用之。

(67) 鶴見尚弘「明代における郷村支配」『岩波講座世界歴史』一二、一九七一年。

(68) 『明太祖實錄』戊戌十二月丙戌の条。

(69) 阪倉篤秀「明朝成立期における行中書省について」『人文論究』三〇一四、一九八一年。

(70) 談遷『國榷』至正十九年五月、

旌浦江鄭氏、復其家、手書孝義門。

(71) 旌表の後間もなく、鄭氏一族の中から朱元璋政権に参加する者が現れている。『康熙浦江县志』卷八「鄭溥」伝、鄭溥義門人。龍鳳七年(至正二十一年)以胡大海為江浙行省中書、開府金華。有薦得才者、署為稅課使、并參軍事。

「鄭溥」伝に、
ただ鄭溥だけは、『金華賢達伝』卷一〇「元鄭溥伝」に、
(濤) 論張士誠不當賜謚。時宰怒被黜退居。
とあり、少なくとも張士誠が朱元璋に破れる至正二十七年まで官を務めていたことがわかる。元朝滅亡の前年であり、翌洪武元年、大都が明軍に落とされた際、混乱の中を故郷に引きあげて来ている。同じく『金華賢達伝』卷一〇
「鄭溥」伝に、

(72) 山根幸夫、前掲「元末の反乱」と明朝支配の確立。

枋字叔車。為詞章、運筆立就。父(濤)宦冀北、以国破存亡莫測、叔車艱閼往省、道金陵、艤舟江濱。時父適至、患病頗重、見子喜甚、其病隨愈。
とある。要するに、鄭溥一人を除き、元朝に仕宦していた鄭氏一族は、脱脱の失脚以後すべて浦江に戻ってきたので

ではないかと推察される。江南併呑後二十数年経過した時

点で、次のような史料も残っている。『元史』卷二〇「成宗」本紀三、（大德三年）、以福建州縣官類多色目・南人、命自今以

漢人參用。

(74) 愛宕松男、前掲「元の中国支配と漢民族社会」。

(75) 『明史』卷一二三「方國珍」伝。

(76) 多くの概説書は、こうした観点から書かれている。例えれば貝塚茂樹『中国の歴史』（岩波新書、一九六九年）、小倉芳彦等『教養人の東洋史』（社会思想社、一九六六年）等がある。

(77) 愛宕松男「元朝の対漢人政策」『東亞研究所報』一二三、一九四三年。

(78) 身分制に関する法令については、蒙思明『元代社会階級制度』第二章「元代法定之種族四級制」、竜門書店、一九六七年。

(79) 拙稿「明王朝成立期の軌跡—洪武朝の疑獄事件と京師

問題をめぐって」『東洋史研究』三七一三、一九七八年。

(80) 拙稿「元・明交替の理念と現実—義門鄭氏を手掛りとして—」『史林』六五一掲載予定。

〔補註〕『鄭氏規範』の成り立ち及びその社会的影響力に関しては、細野浩一氏が「明末清初江南における地主奴僕関係—家訓にみられるその新展開をめぐって」（『東洋学報』五〇一三、一九六七年）の中で言及されているが、この問題についても稿を改めて論じたい。